

狩猟のための国有林への入林について

林野庁 関東森林管理局
千葉森林管理事務所

千葉県内の国有林で狩猟をする場合は、千葉森林管理事務所へ「入林届」を提出する必要があります。

以下の点にご注意のうえ、手続きをお願いします。

- 千葉県内の国有林での狩猟は、平日を避け、土曜日・日曜日・祝日・年末年始（12/29～1/3）に行ってください。
- 入林届は、関東森林管理局ホームページ <http://www.rinya.maff.go.jp/kanto/> → キーワード → 「国有林への入林（ドローン・狩猟等）手続き」に掲載している「第74号様式（第81条）」のとおりです。
- 入林届は郵便・FAX・電子メールのいずれかで提出してください。
- 提出していただいた入林届に問題がなければ、当所から受理した旨を通知する文書をお送りします。多少お時間が掛かる場合がありますので、ご了承ください。
- 当所からの通知文書の郵送を希望される場合、送料は申請者のご負担となります。入林届を提出する際に返信用の切手94円分を同封してください。（猟友会等入林届を一括して郵送又は持参していただける場合に関しては一度に郵送する際に掛かる代金のみをご負担下さい。）
FAX及び電子メールでの通知を希望される場合は必要ありません。
- 実際に入林する日が決まったときは、入林予定日の3業務日以前（※）の17時までに、日にちと場所を電話・FAX・電子メールのいずれかの方法によりその都度ご連絡下さい。
※土曜日・日曜日に入林する際はその前の水曜日17時まで
- そのほかの留意事項として、入林届に添付された「注意事項」をお読みください。